国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律

国際刑事裁判所(ICC)に関するローマ規程の締結に伴い、ICCが管轄権を有する事件の捜査等への協力のための手続規定及びICCにおける偽証等その運営を害する行為についての罰則を整備。

ICCに対する協力のための手続規定の整備



- ICCに対する証拠の提供、受刑者証人等の移送等に関する規定を整備
- ICCに対する犯罪人の引渡しに関する規定を整備
- ICCの財産刑等の執行及び保全に関する規定を整備 等

ICCの運営を害する罪の新設



- ●ICCの裁判に関する
 - •証拠隠滅
 - •偽証
 - ・贈収賄 等
 - の罪の新設